

福祉文教常任委員会審査報告

令和2年3月19日

飯綱町議会議長 大川 憲明 様

福祉文教常任委員会委員長 伊藤 まゆみ

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件名	審査の結果
議案第13号	飯綱町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	可決
議案第14号	飯綱町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	可決
議案第15号	飯綱町介護保険条例の一部を改正する条例	可決
議案第19号	飯綱町ふれあいパーク条例の一部を改正する条例	可決
議案第20号	飯綱病院使用料徴収条例の一部を改正する条例	可決
議案第30号	令和2年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算	可決
議案第31号	令和2年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算	可決
議案第32号	令和2年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算	可決
議案第33号	令和2年度飯綱町介護保険事業特別会計予算	可決
議案第36号	令和2年度飯綱町病院事業会計予算	可決
議案第41号	飯綱町公の施設の指定管理者の指定について	可決
陳情第2号	医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書	採択

陳情第3号	子ども医療費無料化の制度創設及び子どもや障がい者等の医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額措置に関する意見書についての陳情	採 択
-------	---	-----

次に、本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第13号 飯綱町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

質疑①：改正内容で、償還免除の対象範囲の拡大において、「破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定」を受けたときについても免除できるように改正とあるが、免除ではなく執行の停止でいいのではないか。

回答①：改正法第14条では、「災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる」とあり、できる規定である。なお、規定には、「償還金の支払いを猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部又は一部を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況について、災害援護資金の貸付けを受けた者若しくは資料の提供を求めることができる」と明記されているので、免除するか否かは最終的に判断する。

質疑②：合議制の機関の設置とあるが、誰が審査委員会の委員になるのか。議会選出はあるのか。また、施行日は4月1日が多いと思うが、施行の日からとなっている。何か区別はあるのか。

回答②：施行日については4月1日でもいいが、できるだけ速やかに施行したいということで公布の日からとした。また、支給審査委員会の構成メンバーは、条例第16条第2項の医師、弁護士、その他町長が必要と認める者で構成され、その委員については今後検討する。

質疑③：支給審査委員会のメンバーは何人か決まっているのか。

回答③：国からの参考人数としては4名から6名程度だが、特に規定はない。

討論なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第14号 飯綱町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

質疑①：この改正は、法律どおりの改正で飯綱町独自のものではないということか。

回答①：法律どおり国と同じ。

質疑②：医療分と介護分の課税限度額の上限が上がったことにより影響を受ける世帯は何世帯あるか。

回答②：医療分で9世帯、介護分で3世帯の影響があり、税収は20万円程度増える。

質疑③：2割軽減及び5割軽減判定のための所得基準が変更になったことにより、影響を受ける世帯は何世帯か。

回答③：今まで軽減のなかった世帯が2割軽減になる世帯数は10世帯。2割軽減から5割軽減になる世帯が6世帯。

質疑④：所得の高い世帯から多く徴収し、その分所得の低い世帯の負担を減らす改正という認識で良いか。

回答④：そのとおり。

討論なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第15号 飯綱町介護保険条例の一部を改正する条例

質疑①：それぞれの段階の対象者人数を教えてください。

回答①：予算計上時点の想定では、1段階が418人、2段階が334人、3段階が314人、合計で1,066人。条例施行は令和2年4月1日付なので、多少の人数は前後する。

討論なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第19号 飯綱町ふれあいパーク条例の一部を改正する条例

質疑①：新しいマレットゴルフ場の年間利用見込人数は。

回答①：おおよそ200人前後を見込んでいる。豊野町の河川敷マレットゴルフ場が昨年の台風19号で使用不可になったので、町外利用者も見込むと増える予想である。また、平成29年度三水マレットゴルフ場の利用者数は80人。町マレットゴルフ協会の会員が30人余で、冬は雪で利用できないが、月20～30人利用を見込み、そのほか町外からの利用者数も見込んでいる。

質疑②：駐車場案内をきちんと行ってほしい。

回答②：町道から町民会館へ入る左手の看板にマレットゴルフ場を付け加える。また、そこから入った道路にも立て看板を加える。県道荒瀬原線からの道路にも看板の付け加えを計画している。

質疑③：マレットゴルフ場は出来上がっているのか。工期は終わっているのか。町民の使用料はずっと無料なのか。

回答③：工期は令和2年3月末までである。町民の利用料は、規則で減免規定を設定し無料の予定である。

討論なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第20号 飯綱病院使用料徴収条例の一部を改正する条例

質疑なし

討論なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第30号 令和2年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計予算

質疑①：特別会計以外からの繰り入れはあるか。また、繰入金はどこから取り崩すのか。

回答①：他会計からの繰り入れはない。訪問看護ステーションの財政調整基金から取り崩す。

質疑②：特殊勤務手当が増えた理由は。

回答②：看護師1名増により看護職の特殊勤務手当が増えるため。

質疑③：会計年度任用職員報酬はどこに入っているか。

回答③：衛生費に入っている。

討論なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 31 号 令和 2 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計予算

□住民環境課

質疑①：県全体で納付金が 64 億円マイナスになった理由は。

回答①：県によると、前期高齢者交付金の見込みが平成 31 年度と比較して大幅に増加したことと、平成 30 年度決算繰越金を納付金総額の減算に活用したため納付金が減少しているとのこと。

質疑②：保険者努力支援制度による交付金の算定はどのようになっているか。

回答②：保険者努力支援制度については前年度と同様の見込み。新事業の実施は見込んでおらず、現状の見直し等による点数確保を予定している。

質疑③：国民健康保険や後期高齢者医療保険も含めて、財政的に今の医療費でやっていけるのか。医療費削減の対策として、ある市では老人が複数の病院にかかり二重に処方されている等により、多量に処方されている薬を薬剤師等が薬剤管理をして不要な薬を減らすことで医療費を相当削減しているという事例もあるが、そういう対策が当町でも必要なのではないか。

回答③：医療費の増加による保険制度の破たんを国でも危惧しており、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」を閣議決定し、医療費の伸びを抑えるよう市町村は国保、後期高齢、介護、健康推進の担当が連携して高齢者の保健事業に取り組むこととしている。これを受けて、当町でも健康推進係、介護支援係、国保年金係の各担当が集まり、今後の方針について話し合いが持たれているところで、今の事例も参考に対策を講じたい。

意見④：医療費削減の対策を進めることで町の財政負担も減るため、やはり取り組む必要があると感じる。

質疑⑤：保険税を減らす方法は、今言った方法のほかはないか。

回答⑤：現在、ジェネリック医薬品差額通知の送付を平成 30 年度から実施しており、ジェネリック医薬品に切り替えることでいくら負担が減らせるかをお知らせしている。国保の保険税は最終的には県全体で統一する方向で進められているが、それも踏まえ、来年度は保険税の改定をするかどうか検討をする予定。

質疑⑥：結局、保険税を上げなければならないということも念頭に置いて検討するということか。

回答⑥：将来的には上げざるを得ないのではないかと予想はしている。現在、当町は激変緩和措置を受けており、この措置がなければ実際にはもっと県へ納付金を納めなければならない。緩和措置の額は平成 31 年度が約 4,700 万円、令和 2 年度は約 800 万円と緩和措置が減らされている。それに対応できるよう基金への積立ても増やしている。

□保健福祉課

質疑なし

討論なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 32 号 令和 2 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計予算

□住民環境課

質疑①：歳出予算に還付加算金が予算計上されているが、還付金の還付が遅れることにより発生する加算金のため、最初から予算化されている必要があるか。

回答①：今まで還付加算金が発生したことはなく、可能性も極めて低いですが、発生したときの準備のため毎年概算で計上している。

質疑②：保険料の均等割額が来年度も今年度と同額に据え置かれたが、被保険者の人数的な要因もあるのか。

回答②：後期高齢者医療保険被保険者数は増加傾向にあるため、県からの資料のとおり、保険料軽減特例措置の見直し及び財政安定化基金の活用により、保険料増加の抑制となった。

□保健福祉課

質疑①：広域連合の補助金の活用について、以前からも広域連合の補助金を町で活用してほしいという話はあったが、町としては保健師の体制が整っていないのでできないという回答であった。今後の方針は。

回答①：現在活用している補助金は、後期高齢者の健康診査の補助金、ドックの助成に関する補助金の 2 つを活用している。保健事業と介護予防一体化の補助については承知しており、国保の K D B システムを活用し、町の課題分析等の分析から個別のアプローチは、令和 3 年度に育休中の保健師の復帰があるため、体制が整ってからと思っている。令和 6 年度からは、高齢者の介護予防一体化事業が全国的に実施されるので、令和 2 年度はその下準備を行っていく予定。

討論なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 33 号 令和 2 年度飯綱町介護保険事業特別会計予算

- 質疑①：いきいきサロンを夜間に開催しているところはあるか。農家の多い地域では日中できない場合がある。農業のない地域は、昼間にいつでも開催できる。そうすると、サービスの集中化という現象が起こるのではないか。
- 回答①：夜間開催しているところは聞いていない。男性の参加を促すために、健康マージャンから夕方に懇親会をしているところもある。
- 質疑②：毛野地区は運営も送迎もよくやっている。地域の歴史というテーマだと男性が大勢来た。従事者の手当はあるのか。
- 回答②：総合事業の対象者として、該当した人には1人1回 500円を月4回まで会へ助成し、送迎は訪問D事業として助成があり、会へ助成している。
- 質疑③：芋川地区は好評と聞くが、プログラムのマンネリ化、新しい人の発掘など課題もあると伺う。提案も含めて、参加者に何か企画してもらうとか、参加者がほかの人を1人誘って来るとかやったらどうか。参加できない人の理由を聞いてみるのも良いのではないか。また、交流会をやったらどうか。
- 回答③：2月末に各地区の従事者が一同に集まり交流会を行った。有意義な意見交換ができ、人集めやメニューの作り方などが参考になった。
- 質疑④：なかなか通所Bまでできない地区がある。社協の担当者に入ってもらい広めてほしい。活発に行っている事例や地区の現状、課題を整理して解決策までもって行ってほしい。
- 回答④：今年中止になってしまったが、いきいきサロン全員集合など、そういう場でほかの地区と情報交換を図りたい。社協に生活支援コーディネーターを2人配置しているのは強み。是非、活用してほしい。
- 質疑⑤：いきいきサロンは社協の仕事か。なぜ役場が関わるのか。サロンの年間計画立案時にメニューなど関わっているか。町の関わりが薄いのではないか。
- 回答⑤：社協が育成しており、その事業に町が助成している。町は直接関わっていないが、助成しているため実績報告書で内容を把握している。メニューで出前講座などを利用すれば、役場職員や包括支援センターが出向く。メニュー計画は、社協と地区で行っている。
- 質疑⑥：年間計画を立てるときには情報交換をしながら立てているが、参加者が少ないことが悩み。コーディネーターにも入ってもらっているが、男性の参加を呼び掛けると今まで参加者していた方の中で参加を拒否する人がいる。行政も相談にのってもらいたい。男性に呼び掛けるのは、組長さんにも関わってもらった方がいいのか。
- 回答⑥：毛野では、鍵当番を伍長さんが行うことで毎回男性の参加がある。地区によって、区長、組長、伍長の関わりは違うと思うが、実情にあった関わりが重要。
- 質疑⑦：社協の活動へのチェック機能はあるか。
- 回答⑦：総合事業は年度途中で中間報告をしてもらっている。年度末に実績報告を提出してもらっている。

質疑⑧：地域密着型介護サービス費が 2,700 万円減となっている理由は、国の補助金などが減ったということか。

回答⑧：昨年度の実績から予算を減額とした。施設志向や地域密着サービス（小規模デイなど）の利用減少によると考える。施設介護サービス給付などで増額としている。

討論なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 36 号 令和 2 年度飯綱町病院事業会計予算

質疑①：来年度の工事内訳の中で「医療ガス設備」の「アウトレットバルブ」とは何か。

回答①：病室の酸素等の吹き出し口の器具であり、経年劣化により交換が必要となったもの。

質疑②：前年度比 267 万 5 千円の増と大きく違うが、その他医業外収益とは何か。

回答②：その他医業外収益の予算は、不特定多数の保険外の収益のため、過去 3 年の実績を基に算出している。

質疑③：繰入基準の資料をもらったが、繰入基準のそれぞれの項目が予算書のどこで確認できるのか。

回答③：繰入基準のそれぞれの項目は細かく予算書に載ってはいないが、損益勘定（3 条）では、医業外収益の他会計負担金 2 億 2,242 万円と、資本勘定（4 条）では、他会計負担金 1 億 4,758 万円を足して、当年度繰入金 3 億 7 千万円となる。どの項目に計上するか明確な定めはないが、企業債償還分は 4 条に収入している。

質疑④：「業務量」の年間患者数を 365 日で割れば 1 人当たりの入院日数となるのか。

回答④：一概にそういうことではない。当院の基準は、平均在院日数 21 日とされており、最大で 21 日であるが、21 日を超える者と短期間で退院される者がおり、相殺して 21 日までとしなければならない。

質疑⑤：現在の常勤の医師は何人で、平均年齢は何歳か。現在の人数で標欠とはならないか。

回答⑤：予算作成時より 1 名増となり、現時点では医師 7 名と歯科医師 1 名。予算作成時の平均年齢は医療職（一）の欄にあるとおり 53.08 歳。標欠となるのは、医師の数が必要医師数の 7 割を切ったときで、現在は 85%程度である。

質疑⑥：医師も高齢化しており、若い医師を招聘したほうが良いのではないか。

回答⑥：なかなか来ていただけない。地域医療に情熱のある医師でないと、地方では症例も少なく新しい病気にあたるのが少ないため、勉強にならないということもある。若い医師は、多くの症例を学んで経験を経てから来ていただいた方が良いと思われる。

質疑⑦：病院を黒字にするということは公立病院の使命ではないと考えられる。地域住民の健康に寄与できる病院であればと思うが。

回答⑦：まさに自治体病院とは営利を目的とするものではなく、不採算を受けもち、住民の安心安全のために活動するものと位置づけられている。しかし、健全経営により、できるだけ赤字幅を減らす努力をする必要がある。

討論なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 41 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について

質疑①：昨年の経営収支を聞いて、「厳しい」、「やっとだ」ということを聞いた。相手先の決算書は確認しているか。

回答①：会社全体の経営は成り立っていると確認しているが、野村上の事業所のみについては把握していない。

質疑②：経営が厳しいとの話だが、今後5年間は撤退するということはないということか。

回答②：そのとおりである。不測の事態が発生したら、事業所と協議していく。

質疑③：介護保険の報酬など、制度が厳しくなっているから経営面にも影響するの

か。

回答③：制度的な問題よりも時期によって利用者の確保に波があり、運営に影響が出ているようだ。

質疑④：指定管理をするにあたって、募集の仕方はどうしているか。

回答④：かつてはインターネット等で一般公募した。今回は、今までの経過や経営状態を勘案し、非公募ということで一者とした。

質疑⑤：指定管理のなり手がいないということか。

回答⑤：昨年夏頃の時点では、なり手が出てこないのではないかと危惧した。

質疑⑥：なぜ、なり手がいないのか。町の施設を使って、気持ちよく運営していってもらうためにどうしているか。

回答⑥：施設の修繕費は、今までは十万円位の経費なので対応できているが、運営上危惧しているのは介護人材不足である。その点、ニチイは大きな会社なので、職員の補充など柔軟に対応ができる事業所として評価している。

意見⑦：なくてはならない施設なので、連携しながら管理していってほしい。

質疑⑧：三水地区のデイサービスは、老朽化による機械の修理などが出ていると聞
くが、行政はどう支援しているか。予算計上し、修理しなければ運営しな
いということもあるのか。

回答⑧：大規模な修繕は予算計上し議会にお諮りしている。小規模なものは緊急性
の有無により両方で協議を行い実施している。

質疑⑨：野村上の施設の定員は何人か。今後の利用見込みはどうか。

回答⑨：定員は 25 人。ほかの施設や事業所との利用者の取り合いもある。多機能施
設の特徴を出して取り組むよう伝えている。多機能施設の課題として、ほ
かの事業所より訪問ヘルパーの利用が少ない。そのことで人材の雇用にも
影響している。いずれにしても包括支援センターと相談を持ち、紹介もし
ている。

討論なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○陳情第 2 号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書

陳情者が病気で説明に来ることができなかつたため、町立飯綱病院 大川事務長
に飯綱病院等の状況を聞き審査を行った。

質疑①：医師数 OECD 平均 3.5 人、日本 2.4 人とのことだが、都市とのばらつきがあ
ると思うがどうか。

回答①：医師不足は全国でも言われている。免許を取った方の数であると思われる。
パートや仕事をしていない人もおり、実働数を見ないといけない。都市部
が多く地方は少ない。研修医制度があり、その期間は研修可能な病院に集
まる。

討論なし

採決の結果：賛成多数で採択とした。

○陳情第 3 号 子ども医療費無料化の制度創設及び子どもや障がい者等 の医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額措置に 関する意見書についての陳情

説明者：長野地区社会保障推進協議会事務局次長 藤 本 ようこ 氏

質疑①：貧困家庭の定義は。

回答①：長野県が平成 30 年度に行った「子どもと子育て家庭の実態調査」の定義を参考にした。

質疑②：国の財政が苦しい中で国債の発行で賄うとすれば、のちの世代の負担となるが。

回答②：財源は、国の責任において確保してほしい。

質疑③：無料となり何でも病院に行けばよいとなれば、医療費がかかり財政が厳しくなる。そうなった自治体も出ているが。

回答③：窓口完全無料を実施している群馬県で平成 24 年に行ったアンケートへの回答では、9 割近くが様子を見ると回答している。

質疑④：組合健保など、財政が厳しい中で追い打ちをかけることになるのではないか。

回答④：少子化により、子どもを町村に呼びたいために制度を作っているとの声もあるが、住民にとっての安心のための事業である。それを進めるためのペナルティをやめてほしい。

意見⑤：無料で恩恵を受けられればよいが差をつけられればよい。誰もが恩恵を受けられるのはおかしい。無駄なお金は削減しなければならない。

質疑⑥：年齢や所得についての検討はしたのか。

回答⑥：年齢についてはない。所得制限は考えていない。子どもは家庭状況を選べない。子どもが医療を受ける権利は保障されている。

質疑⑦：ユーチューバーやゲームを作るなど、高収入を得ている子どももいるが、家庭の所得に応じた対応を提案する。

回答⑦：子どもはしっかり遊び、学ぶことが仕事と考えている。家庭の主たる生計者ではない。

反対討論：子どもを町に増やすことは賛成だが、適正な負担があつてよい。払えない人の施策を考えれば良い。問題は財源で、将来の子どもたちに負担させるわけにはいかない。

賛成討論：自身の公約であり、無料にしてもよいと考える。

反対討論：保育料は所得の高い人まで無料になり、ますます格差が広がる。少々は負担すべきで、困窮家庭には別途考えればよい。

採決の結果：賛否同数、委員長採決で採択とした。

以上